

建設工事請負契約書（工事請負契約標準約款）の削除条項

1 請負代金額による削除条項

この契約書中、請負代金額に応じて、次の表に定める条項及び字句を削除する。

請負代金額	削除する条項及び字句
(1) 3,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）の場合	第 3 条(A) (B)、第 10 条第 3 項、第 24 条(A)、第 25 条第 3 項中「(内訳書及び)」、第 29 条第 5 項中「(内訳書に基づき)」、第 37 条第 8 項(a)、第 38 条第 3 項(a)
(2) 100 万円を超え 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の場合	第 3 条(A) (B)、第 10 条第 1 項 (2) 中「(専任の)」、第 10 条第 3 項、第 24 条(A)、第 25 条第 3 項中「(内訳書及び)」、第 29 条第 5 項中「(内訳書に基づき)」、第 37 条第 8 項(a)、第 38 条第 3 項(a)
(3) 100 万円以下の場合	第 3 条(A) (B)、第 10 条第 1 項 (2) 中「(専任の)」、第 24 条(A)、第 25 条第 3 項中「(内訳書及び)」、第 29 条第 5 項中「(内訳書に基づき)」、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条第 8 項(a)、第 38 条第 3 項(a)、第 39 条第 1 項中「第 34 条」、第 51 条第 3 項

2 契約の保証措置の別による削除条項

この契約書中、契約の保証措置の別により、次の表に定める条項を上記 1 と併せて削除する。

保証措置の別	削除する条項
(1) ア 契約保証金を納付した場合、有価証券等を担保として提供した場合又は金融機関若しくは保証事業会社の保証が付されるための措置を講じた場合 イ 公共工事履行保証証券による保証（請負代金額の 10 分の 1 以上）が付されるための措置により契約保証金を免除した場合 ウ 履行保証保険契約の締結により契約保証金を免除した場合	第 4 条(B)、第 40 条 (B)、第 43 条、第 46 条(B)
(2) 公共工事履行保証証券による保証（請負代金額の 10 分の 3 以上の役務的保証）が付されるための措置により契約保証金を免除した場合	第 4 条(A)、第 40 条 (A)、第 46 条(A)
(3) 五所川原市契約事務規則第 33 条第 1 項第 6 号の規定により契約保証金を免除した場合（請負代金額 100 万円以下の随意契約による場合）	第 4 条(A) (B)、第 40 条 (B)、第 43 条、第 46 条(B) 及び第 5 項

3 火災保険等の要否による削除条項

この契約書中、火災保険等の要否により、次の表に定める条項を上記 1、2 と併せて削除する。

設計図書において、工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すべき記載がない場合※	第 54 条
--	--------

※受注者が任意に火災保険・建設工事保険等に参加することを妨げるものではない。

4 中間前金払（ただし、継続費又は債務負担行為にかかる各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払には適用しない。）又は部分払を請求する場合における削除条項

中間前金払を請求する場合	第 37 条
部分払を請求する場合	第 34 条第 4 項から第 7 項